平成２８年（フ）第２９６号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営24―719号
債務者　岡　イタロ　ジュニオールこと　ＪＵＮＩＯＲ　ＩＴＡＲＯ　ＯＫＡ
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
愛知県西尾市一色町一色下乾地117番地１
債務者　川村　香織
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７７４号
堺市南区原山台１丁７番８―107号
債務者　菊地　冨雄
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９３号
大阪府富田林市須賀２丁目22番11―105号
債務者　五條　貴博
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２０号
堺市西区鳳北町２丁74番地１　サンバニー鳳103号
債務者　谷川　奈美（旧姓桝谷）
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
北海道夕張市若菜12番地
債務者　野田　沙織（旧姓賀野）
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第９５号
北海道小樽市桜３丁目19番40号
債務者　田村　克己
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市元中野町４丁目13番24号
ジェーハイツ元中野103
債務者　宇部　忠之
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２４号
北海道苫小牧市美園町４丁目29番10―204号
債務者　徳田　美紀
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５１号
北海道上川郡新得町屈足旭町２丁目64番地
債務者　渡邊　　由（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
宮城県遠田郡美里町駅東１丁目８番地16、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町字新町裏102番地２　小野寺アパート５号
債務者　岡本　智子
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
福島県会津若松市行仁町12番28号　しゃくなげコーポ202号、前住所福島県会津若松市西七日町12番38号
債務者　鹿目　早苗
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田1154番地10
債務者　村木　光江
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６７号
茨城県東茨城郡大洗町成田町38番地
債務者　深作ひろみ（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７１号
茨城県水戸市瓦谷８番地　コーポ大貫201号
債務者　海老沢正子
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1320番地の６、前住所群馬県太田市前小屋町1851番地５
債務者　鹿野真澄江
１　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４２号
群馬県館林市赤生田町1699番地の１
債務者　提箸　敏之
１　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部